

弁護団声明

2009年6月4日

日栄・商工ファンド対策全国弁護団

団長 弁護士 木村 達也

本日、東京地裁民事20部はSFCG元社長大島健伸に対し破産開始決定を下した。早急な決定に対し敬意を表する。

SFCGは、本年2月23日東京地裁に民事再生の申立をしたものの多額の債権の二重譲渡や昨年9月の破綻時期以降2670億円という資産を大島元社長の親族企業等への資産処分や自らの役員報酬の引き上げ等が指摘され、同手続きが破産手続きに移行するとともに、特別背任、詐欺再生罪に該当する事実も明らかになってきていた。

今回の破産の申立は、SFCGから高金利での融資を受け、高利を長年払い続けていた中小事業者156名が過払金相当額を大島元社長によるSFCG財産の違法な処分により、少なくとも約9億円の損害を受けたとして債権者破産の申立を行ったものである。過払金相当額の損害を受けている中小事業者は全国に約16万社2100億円を超えているといわれる。

破産手続開始決定がなされたSFCG元社長大島健伸は、かつて自らを異端の成功者、億万長者であると自称していた。また、SFCGは、司法テロといわれる司法制度の濫用により、多くの中小企業事業者を塗炭の苦しみに追い込んできていた。

今回の、大島健伸に対する破産手続開始決定は、彼が歪めようとしていた司法制度が、まさに正しい判断を行ったものである。そこで我々は、今後、破産手続の中で、迅速にSFCGと大島健伸個人によって隠匿された財産を回収し、適正な被害の回復措置としての配当手続がなされることを求める。

我々は、破産管財人に対しては、事実の調査の過程で、大島健伸元社長につき、違法な財産隠匿が発見された場合は、その権限に従い、詐欺再生、特別背任罪等の倒産犯罪での刑事告発を行い、刑事事件としてもその責任を追及することを求める。

今月上旬には、SFCGの過払金債権者を含む各債権者に債権届出通知が発せられるとされている。SFCGから借入をしていた中小事業者の中には既に過払となっているのに同社から債権を譲り受けた日本振興銀行への支払や書換を求められているケースが多数報告されていることからSFCGの借主に多大な混乱が生じかねない。我々は日本振興銀行に対し利息制限法で引き直しを行うことを強く求める。

当弁護団として早期に相談体制を整備するとともに全国の弁護士会にも「SFCG・日本振興銀行緊急相談」の体制をとることを呼びかける。